

富山家庭裁判所 法の日週間行事

模擬少年審判を開催しました

富山家庭裁判所では、11月13日（水）に富山市立大泉中学校で、法の日週間行事として「模擬少年審判」を開催しました。

この行事は、家庭裁判所や少年審判への理解を深めてもらい、社会的な視野を広げ、司法をより身近に感じてもらうことを目的として、平成25年から実施しています。



男子高校生が些細なことを理由に元同級生にケガを負わせたという設定の少年審判（成人でいう「裁判」を、未成年者の場合は「審判」と呼びます。）を、中学校の先生、生徒と裁判所職員が実演しました。

少年審判はどのように行われるのか、どのような点に注目して処分を決めているのかについて知ってもらうとともに、生徒の皆さんには、裁判官になったつもりで少年の処分について班別討議で考えてもらいました。



■ 模擬少年審判

中学校の先生、生徒と裁判所の職員が、
審判の劇を行いました。

先生の迫真の演技は生徒の皆さんから
大好評でした！



■ 班別討議と発表



裁判官になったつもりで、少年の処
遇について班別で話し合いました。同
じ処分の意見でもその理由は様々で、
活発な討議がなされました。

■ 質問コーナー

少年審判の仕組みや裁判所の仕事など
について多くの質問をいただきました。



参加していただいた生徒さんに インタビューしました！



大泉中学校の皆さん



- ・少年院送致や保護観察などの少年の処分について理解できた。
- ・裁判所に怖い印象をもっていたけど、裁判官や職員の方がやさしくわかりやすく話してくれて、印象が変わった。

- ・少年審判の仕組みについて、よく理解できた。
- ・人の将来を左右しかねない判断をすることの難しさを知った。
- ・国が、過ちを犯した少年の更生のための制度を整えていることを知った。
- ・大人と未成年者の手続の違いがよくわかった。
- ・裁判所に興味を持てた。
- ・図書室で裁判所についての本を探して読んでみようと思った。また、実際に裁判を見てみたいと思った。

中学生の皆さんにとって、非行や犯罪の背景に何があるのか、少年が非行から立ち直るにはどうすればよいのかを考える機会となり、これを通じて、法規範の大切さや家庭裁判所・少年審判についての理解を深めていただけたことと思います。



参加された中学生の皆さん、真剣に取り組んでいただき、ありがとうございました！